

大磯港の施設の利用承認等に関する事務処理要綱

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、大磯港の管理に関する基本協定書第6条第2項の規定に基づき、大磯港指定管理者が行う施設の利用承認等の業務に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、別に定めのあるものを除くほか、港湾の設置及び管理等に関する条例（昭和39年神奈川県条例第93号。以下「条例」という。）及び港湾の設置及び管理等に関する条例の施行等に関する規則（昭和39年神奈川県規則第126号。以下「規則」という。）の例による。

第2章 岸壁の利用承認等

(岸壁の利用承認等)

第3条 岸壁の利用に係る承認対象施設は、西岸壁、中央岸壁、東岸壁、漁船物揚場及び漁船船揚場とする。

2 指定管理者は、岸壁の利用をしようとする者に対して、岸壁利用承認申請書（第1号様式）を提出させるものとする。

3 指定管理者は、岸壁利用承認申請書の提出があったときは、利用目的、船舶の船種、船長、船幅、喫水等の諸元、施設及び他の船舶の利用状況等を勘案した上で、当該申請内容を審査（利用料相当額の証紙が貼付されていることの確認を含む。）し、支障がないと認めるときは、申請書の貼付箇所に確認印を押印し、必要事項を記載した岸壁利用承認書（第2号様式）を交付するものとする。

4 条例第6条第2項各号に掲げる船舶が岸壁を利用する場合においては、前項に規定する利用の承認を要しないものであるが、指定管理者は、施設の利用状況等を踏まえ、施設の管理運営上必要な指導等を行うものとする。

5 漁船物揚場、漁船船揚場及び漁船荷さばき地については、条例第6条第3項第3号により専ら漁業に従事する船舶を運航する者が専ら漁業のために利用する場合は、利用の承認を要しないものであるが、指定管理者は、漁船の係留状況等について常時確認し、施設の利用区分に応じた適正な利用となるよう努めなければならない。

(減免船舶の取扱い)

第4条 指定管理者は、条例第12条第1項又は第2項第6号に該当する船舶による岸壁の利用については、平塚土木事務所長（以下「所長」という。）からの利用料免除に係る通知を受

けて利用の承認を行うものとする。

(利用承認の取消し)

第5条 指定管理者は、施設の利用者が施設の遵守事項又は係留場所の指定に従わない場合、津波、高潮等のおそれがある場合その他物揚場の管理上特に必要があると認めるときは、条例第24条第1項の規定に基づき、利用承認を取消し、その効力を停止し、又は施設の利用を中止させることができる。

2 指定管理者は、前項に規定する利用承認の取消しを行うときは、聴聞等必要な手続を経て行わなければならない。

第3章 入出港届の受理

(入出港届の受理)

第6条 指定管理者は、船舶が入港したときは、条例第14条及び規則第8条の規定に基づき、入出港の届出を受理するものとする。

第4章 荷さばき地の利用承認

(荷さばき地の利用承認)

第7条 指定管理者は、荷さばき地の利用をしようとするものに対して、荷さばき地利用承認申請書（第3号様式）を提出させるものとする。

2 指定管理者は、荷さばき地利用承認申請書の提出があったときは、利用目的、利用内容、利用期間等の利用計画を確認し、審査の上支障がないと認めるときは、必要事項を記載した荷さばき地利用承認書（第4号様式）を交付するとともに、利用料の徴収を行うものとする。

3 前項に規定する利用料の徴収は、大磯町予算決算会計規則（昭和40年大磯町規則第3号）に基づく納入通知書を利用者に交付する方法により行うものとする。

4 荷さばき地利用料の減免並びに荷さばき地の利用承認の取消し、効力の停止及び施設の利用の中止については、第4条及び第5条の規定を準用する。

5 利用の承認を要しない船舶又は車両の利用に当たっての取扱いについては、第3条第4項の規定を準用する。

第5章 船舶給水施設の利用承認

(船舶給水施設の利用の承認等)

第8条 指定管理者は、船舶給水施設の利用をしようとする者に対して、船舶給水申請書（第5号様式。以下この条において「申請書」という。）を提出させるものとする。

2 指定管理者は、申請書の提出があったときは、内容を審査（利用料相当額の証紙が貼付さ

れていることを確認することを含む。)し、支障がないと認めるときは、申請書の証紙貼付箇所に確認印を押印し、必要事項を記載した船舶給水承認書(第6号様式)を交付するものとする。

- 3 船舶の給水施設の管理を行う指定管理者の職員は、利用者から船舶給水承認書の提示を受けて給水させるものとする。
- 4 指定管理者は、高潮等のおそれがある場合等西岸壁の管理上特に必要があると認めるときは、船舶給水施設の利用承認を取り消し、その効力を停止し、又は施設の利用を中止することができる。

第6章 駐車場の利用承認

(駐車場の利用の承認等)

第9条 指定管理者は、駐車場の利用をしようとする者に対して、大磯港駐車場利用券(第7号様式)を交付することにより利用の承認を行うものとする。ただし、満車等の事情により利用を認めることができないときは、駐車場利用券を交付しないことにより利用の承認を拒否するものとする。

- 2 駐車場の利用料は、当該利用が終了したときに徴収するものとし、利用料を徴収したときは、領収書(緑化協力金をいただいた場合)(第8号様式)又は領収書(緑化協力金をただけなかった場合)(第9号様式)を利用者に交付するものとする。
- 3 指定管理者は、条例第12条第1項又は第2項の規定により、駐車場利用料を免除する車両が駐車場を利用する旨所長から連絡を受けた場合は、所長から交付を受けた無料利用券の在庫を確認の上、当該車両の運転手に所定の無料利用券を交付して利用承認を行うとともに、無料利用券を使用した旨を所定の台帳に記入するものとする。
- 4 利用の承認を要しない車両の利用に当たっての取扱いについては、第3条第4項の規定を準用する。
- 5 指定管理者は、駐車場利用者に対し、別に定める大磯港駐車場管理規程に基づく遵守事項を遵守させるとともに、高潮等のおそれがある場合、利用者が遵守事項に従わない場合その他駐車場の管理上特に必要があると認めるときは、駐車場所の変更又は駐車場の利用を中止させることができる。

(駐車場利用料の減免の取扱い)

第9条の2 所長は、次の各号に掲げる減免基準に該当する車両に関し、当該各号に掲げる車両であることを証する資料の提示を受け、当該各号に該当することが確認できる場合には、駐車場利用料を5割減額するものとする。

- (1) 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳(以下「障害者手帳」という。)の所持者の所持者が乗車する車両

- (2) 神奈川県電気自動車認定カード（以下「認定カード」という。）の交付を受けた車両
- 2 指定管理者は、駐車場を利用しようとする者から障害者手帳又は認定カードの提示を受け、前項各号に掲げる車両に該当することが確認できる場合には、所定の台帳に必要事項を記載することにより、同項に基づき所長の確認を受けたものとみなし、駐車場利用料を5割減額とするための必要な処理を行うものとする。
- 3 前2項に規定するもののほか、所長と指定管理者は、協議の上、減免手続きの取扱いに関する運用方法を定めることができる。

第7章 施設の利用に係る指導

（専用利用承認等の指導）

- 第10条 指定管理者は、条例第3条第1項ただし書に基づく許可又は条例第5条第1項に基づく承認その他の法令に基づく許可等を要する行為について相談があったときは、所長と連絡調整の上、申請手続等を指導するものとする。
- 2 指定管理者は、前項による指導の結果、当該申請書が指定管理者に提出された場合は、当該申請書に意見を付して所長に送付するものとする。

（大磯港一時使用届）

- 第11条 指定管理者は、法令及び条例に基づく許可又は承認を要しない行為で通常の利用とは異なる使用の申出があったときは、大磯港一時使用届（第10号様式）を提出させるものとする。
- 2 指定管理者は、前項の届出書の提出を受けたときは、この写しを所長に送付するものとする。

（施設の利用の中止等）

- 第12条 指定管理者は、津波、高潮、波浪その他の災害及び緊急の事態が発生し、又は発生するおそれがあるときその他管理上特に必要があると認めるときは、管理する施設の全部又は一部の利用を中止させ、又はその利用の方法を変更させることができるものとする。

第8章 雑則

（雑則）

- 第13条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、港湾管理者と指定管理者が協議して定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

第1号様式（第3条関係）	岸壁利用承認申請書
第2号様式（第3条関係）	岸壁利用承認書
第3号様式（第7条関係）	荷さばき地利用承認申請書
第4号様式（第7条関係）	荷さばき地利用承認書
第5号様式（第8条関係）	船舶給水申請書
第6号様式（第8条関係）	船舶給水承認書
第7号様式（第9条関係）	大磯港駐車場利用券
第8号様式（第9条関係）	領収書（緑化協力金込み）
第9号様式（第9条関係）	領収書（緑化協力金なし）
第10号様式（第11条関係）	大磯港一時使用届

第1号様式（第3条関係）

神奈川県収入証紙はり付け欄

岸壁利用承認申請書

平成 年 月 日
大磯町長 殿

申請者 住所
氏名
電話

次のとおり大磯港の 岸壁施設を利用したいので、承認を申請します。

船種	作業船	船名	
総トン数	トン	船長の氏名	
船主の住所及び氏名又は名称			
船の長さ	m	き っ 水	船首 m 船尾 m
仕出港		仕向港	
乗船客の数又は 舟積貨物の数量		下船客の数又は 舟積貨物の数量	
定期不定期の別	定 期（1日1回、1回当たり所要見込 時間） 不 定 期（ 時 分から 時 分まで）		
利用期間			
※ 利用料	円（1トンあたり 円）		

備考 ※印の欄には、記入しないで下さい。

第2号様式（第3条関係）

岸壁利用承認書

平成 年 月 日

殿

大磯町長

次のとおり大磯港の 岸壁の利用を承認する。

船 種		船 名	
総トン数	トン	船長の氏名	
船主の住所及び氏名又は名称			
船 の 長	m	き っ 水	船首 m 船尾 m
仕 出 港		仕 向 港	
乗船客の数又は 舟積貨物の数量		下船客の数又は 舟積貨物の数量	
定期不定期の別	定 期（1日当たり 回、1回当たり所要見込 時間） 不 定 期（ 時 分から 時 分まで）		
利用期間			
※ 利用料	円（1トン当たり 円）		

荷さばき地利用承認申請書

年 月 日

大磯町長 殿

申請者 住 所
氏 名
電話番号

印

次のとおり荷さばき地の利用したいので、承認を申請します。

1.施 設 名	
2.目的(貨物の種類)	
3.仕 出 港	港
4.仕 向 港	港
5.面 積	平方メートル
6.期 間	年 月 日から 年 月 日まで

荷さばき地利用承認書

年 月 日

殿

大磯町長

次のとおり荷さばき地の利用を承認する。

1.施設名	
2.目的(貨物の種類)	
3.仕出港	港
4.仕向港	港
5.面積	平方メートル
6.期間	年 月 日から 年 月 日まで

神奈川県収入証紙はり付け欄

船舶給水申請書

年 月 日

大磯町長 殿

申請者 住 所 (法人その他の団体にあつては、所在地、名称及び代表者の氏名)

氏 名

電話番号 印

次のとおり大磯港において船舶の給水を受けたいので、承認を申請します。

船 種		船 名	
総 ト ン 数	トン	給 水 の 方 法	自己給水 県給水
船主又は用船者の住所又は名称			
利用希望日時	年 月 日	時 分	ごろ
申 込 給 水 量	立法メートル	※給水量	
※ 給 水 料	円 (1立方メートル当たり 円)		

- 備 考 1 ※印の欄には、記入しないでください。
- 2 氏名を本人が自筆で記入したときは、押印を省略することができます。

年 月 日

殿

大磯町長

船 舶 給 水 承 認 書

次のとおり船舶の給水を承認する。

船 種		船 名	
総 ト ン 数	トン	給 水 の 方 法	自己給水 県給水
船主又は傭船者の住所及び氏名又は名称			
給 水 時 間	年 月 日 時 分 ころ		
申 込 給 水 量	立方メートル	給 水 量	
給 水 料	円(1立方メートル当たり 円)		
取 扱 者 印			

第7号様式（第9条関係）

【表面】

大 磯 港 駐 車 場 利 用 券
神 奈 川 県
◎利用料は、利用終了時にお支払いください。 ◎港湾施設利用者の方は、管理事務所で確認を受けてください。

【裏面】

注 意 事 項
1 車両の種類に従い、所定の場所に駐車してください。
2 駐車場内での車両の損傷、盗難等の事故に対する責任は負いません。
3 本券の再発行はいたしませんので、紛失しないようご注意ください。
4 本券は、折り曲げたり、磁気に近づけたりしないでください。
5 車両の入退場は、所定の開場時間内に行ってください。
6 その他係員の指示に従ってください。

第 8 号様式 (第 9 条関係)

神奈川県
大磯港駐車場

領収書

(緑化協力金をいただいた場合)

第 9 号様式 (第 9 条関係)

神奈川県
大磯港駐車場

領収書

(緑化協力金をいただけなかった場合)

大 磯 港 一 時 使 用 届

年 月 日

大 磯 町 長 様

住 所

氏 名

印

職 業

電話番号

次のとおり港湾内において行為をしたいので届け出ます。

行為の目的	
行為の内容	
行為の期間	
行為の場所	
そ の 他	

- 注意事項
1. 港湾内における行為は係員の支持によること。
 2. 港湾内の艇その他器物に無断でふれないこと。